

桐生市国土強靱化地域計画

（骨子案）

令和X年X月
桐 生 市

目 次

はじめに	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置付け	2
3. 計画期間	2
 第1章 強靱化の基本的な考え方	3
1. 基本目標	3
2. 基本的な方針	3
(1) 取組姿勢	3
(2) 適切な施策の組み合わせ	3
(3) 効率的な施策の推進	4
(4) 地域の特性に応じた施策の推進	4
 第2章 脆弱性評価及び施策の推進方針	5
1. 評価の枠組み及び手順	5
(1) 「対象とする自然災害」	6
(2) 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」	19
(3) 施策分野	21
(4) 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための現状分析・評価	21
ア ハード対策とソフト対策の両面による総合的な対策の推進が必要	21
イ 自助・共助の更なる充実が必要	21
ウ 多様な実施主体の連携が必要	22
(5) 施策の推進方針	22
 第3章 計画の推進	25
1. 他の計画等の見直し	25
2. 施策の重点化	25
3. 施策の推進と進捗管理	26

はじめに

1. 計画策定の趣旨

我が国は、大規模自然災害に幾度となく見舞われ、その度に多くの尊い人命を失い、莫大な経済的・社会的損失を受けてきました。しかし、災害は、それを迎え撃つ社会の在り方によって被害の状況が大きく異なります。大地震等の発生の度に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧・復興を図るといった「事後対策」の繰り返しを避け、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要となります。

国においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年12月に大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成25年法律第95号。以下「基本法」という。）が公布・施行され、平成26年6月には、基本法に基づき、国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（平成26年6月3日閣議決定。）が策定されました。また、基本法の公布・施行から5年後の平成30年12月には、「国土強靱化基本計画」（平成30年12月14日閣議決定。以下「国の基本計画」という。）が見直されました。

群馬県においては、国土強靱化基本計画と調和を図りながら「群馬県国土強靱化地域計画」（以下「県地域計画」という。）が平成29年3月に策定されました。

このような中、本市においても、基本法に基づき、国の基本計画や県地域計画との調和を保ちながら、大規模自然災害等が発生しても、被害を最小限に抑え、迅速に復旧・復興できる、強さとしなやかさを備えた地域・経済社会の構築に向け、本市の強靱化を推進するための「桐生市国土強靱化地域計画」（以下「本計画」）を策定することとしました。

2. 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づき策定する地域計画であり、国土強靱化に関して、「桐生市地域防災計画」をはじめとする各分野別計画等の指針となるものとして、市政の基本方針である「桐生市第六次総合計画」とも整合・調和を図りながら策定するものです。

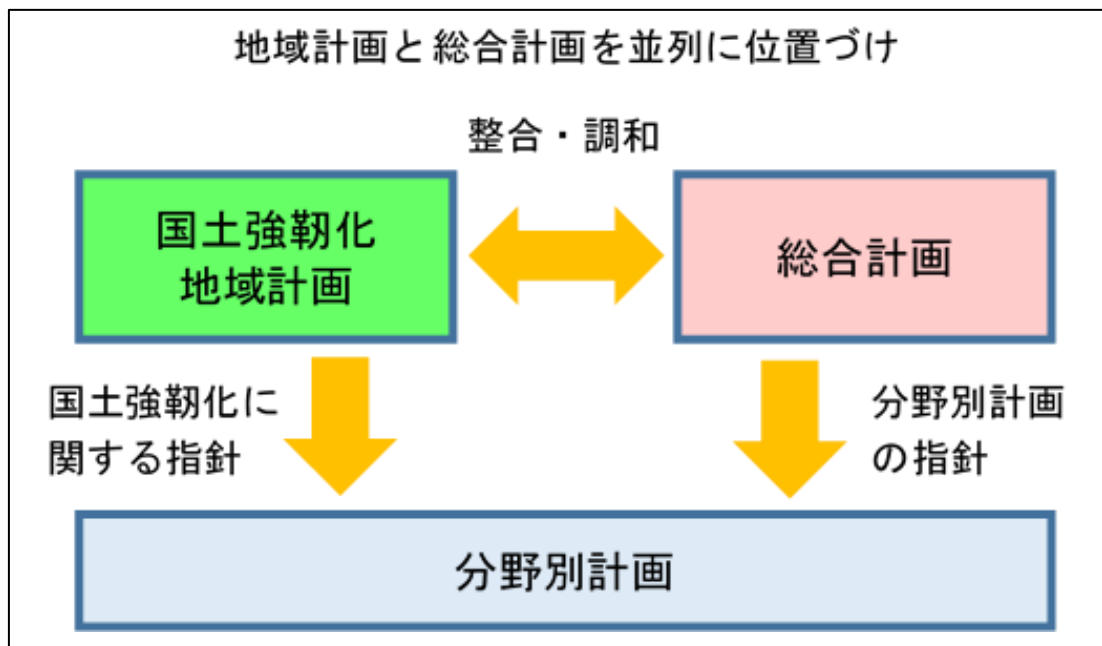


図 1 計画の位置付け

3. 計画期間

令和3年度を始期とし、国の基本計画や県地域計画の見直し、社会経済情勢等の変化、強靱化施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて所要の変更を加えるものとします。

第1章 強靱化の基本的な考え方

1. 基本目標

国の基本計画、県地域計画を踏まえ、次の4つの基本目標を設定します。

いかなる災害等が発生しようとも、

- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- 3 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4 迅速な復旧・復興

2. 基本的な方針

本市の強靱化を進めるに当たっての基本的な方針は、国の基本計画や県地域計画を踏まえ、次のとおりとします。

市の取組に当たっては、国や県、民間の取組と連携して、総合的に推進することとします。

（1）取組姿勢

- ① 本市の強靱性を損なう本質的原因を地理的・地形的・気象的特性のみならず、人口の減少や人口構成の変化などあらゆる側面から検討しつつ、取組にあたること。
- ② 時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたること。
- ③ 本市の経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。

（2）適切な施策の組み合わせ

- ④ 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進すること。
- ⑤ 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、国、県、住民、民間事業者等と適切に連携及び役割分担して取り組むこと。
- ⑥ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

（３）効率的な施策の推進

- ⑦ 人口の減少等に起因する市民の需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- ⑧ 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。
- ⑨ 限られた資金を最大限に活用するため、国や県の施策や民間資金の積極的な活用を図ること。
- ⑩ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。

（４）地域の特性に応じた施策の推進

- ⑪ 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、市内各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。
- ⑫ 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮して施策を講じること。

第2章 脆弱性評価及び施策の推進方針

1. 評価の枠組み及び手順

基本法第9条においては、国土強靱化に関する施策は、国土強靱化を図る上で必要な事項を明らかにするために大規模自然災害等に対する脆弱性の評価（以下「脆弱性評価」という。）を行った上で策定及び実施されるものとして規定されており、国の基本計画及び県地域計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた国土強靱化に必要な施策の推進方針が定められています。

本市としても、桐生市の強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国・県が示した評価手法等を参考に、次の枠組み及び手順により脆弱性評価を実施します。

【脆弱性評価の手順】

- (1) 「対象とする自然災害」の設定



- (2) 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」の設定



- (3) 「施策分野」の設定



「起きてはならない最悪の事態」ごとにこれを回避するための施策の洗い出し



- (4) 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための現状分析・評価

(1) 「対象とする自然災害」

大規模自然災害はひとたび発生すれば、広域な範囲に甚大な被害をもたらすものとなることから、国の基本計画・県の地域計画に準じ、本計画においては、大規模自然災害全般を対象災害として設定しました。

表 1 (参考) 本市で想定される主な大規模自然災害

自然災害の種類		想定する規模等
大規模地震	内陸型	M7～8程度、最大震度6強を想定。建物被害、家財、死傷者が多数発生
台風・梅雨前線等による豪雨・竜巻・突風	大規模水害	記録的な大雨等による大規模水害を想定。例えば、堤防の決壊や河川の氾濫による人的・物的被害等が発生
	大規模土砂災害	記録的な大雨等による大規模土砂災害を想定。例えば、土石流の発生や天然ダムの湛水・決壊による人的・物的被害等が発生
	暴風災害	台風や竜巻、突風など大規模暴風災害による人的・物的被害等が発生
暴風雪・大雪・雪崩		記録的な暴風雪や大雪、大規模な雪崩等による大雪災害を想定。例えば、交通事故・障害、家屋の倒壊等による人的・物的被害等が発生
事故災害		航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、県外の原子力施設事故を想定
火 災	大規模な火事	市街地における大規模な火事災害を想定
	林野火災	落雷等を原因とした火災が林野で発生し、乾燥や強風等により延焼、人的・物的被害等が発生

【地震の想定】

群馬県を取り巻く地震の発生環境と防災対策上の必要性を考え併せて、3つの地震を想定する。地震の発生環境は、次の観点から整理した。

- ① 過去の震源の分析と発生した地震の規模
- ② 活断層の分布と活動度
- ③ プレートテクトニクスや地震の大構造

この調査では、活断層の分布と活動度及び地震の大構造に着目して想定地震を設定した。また、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震を考慮し、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定したものである。

なお、想定地震の発生が差し迫っていると判断したわけではない。各想定地震について、震源域を断層面とする震源断層モデルを想定し、県内各地の揺れの大きさや液状化危険度の予測を行い、各種の被害・影響を想定した。

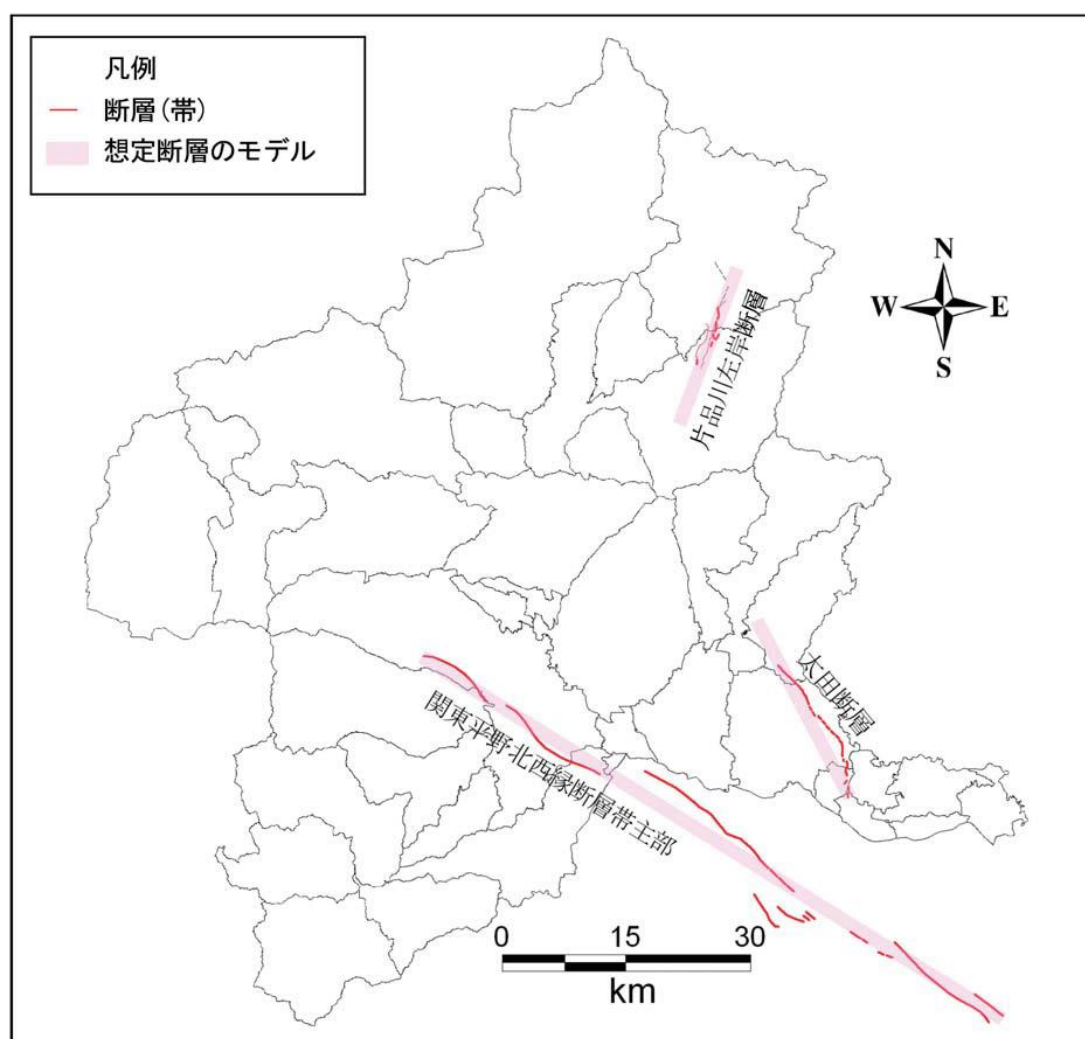


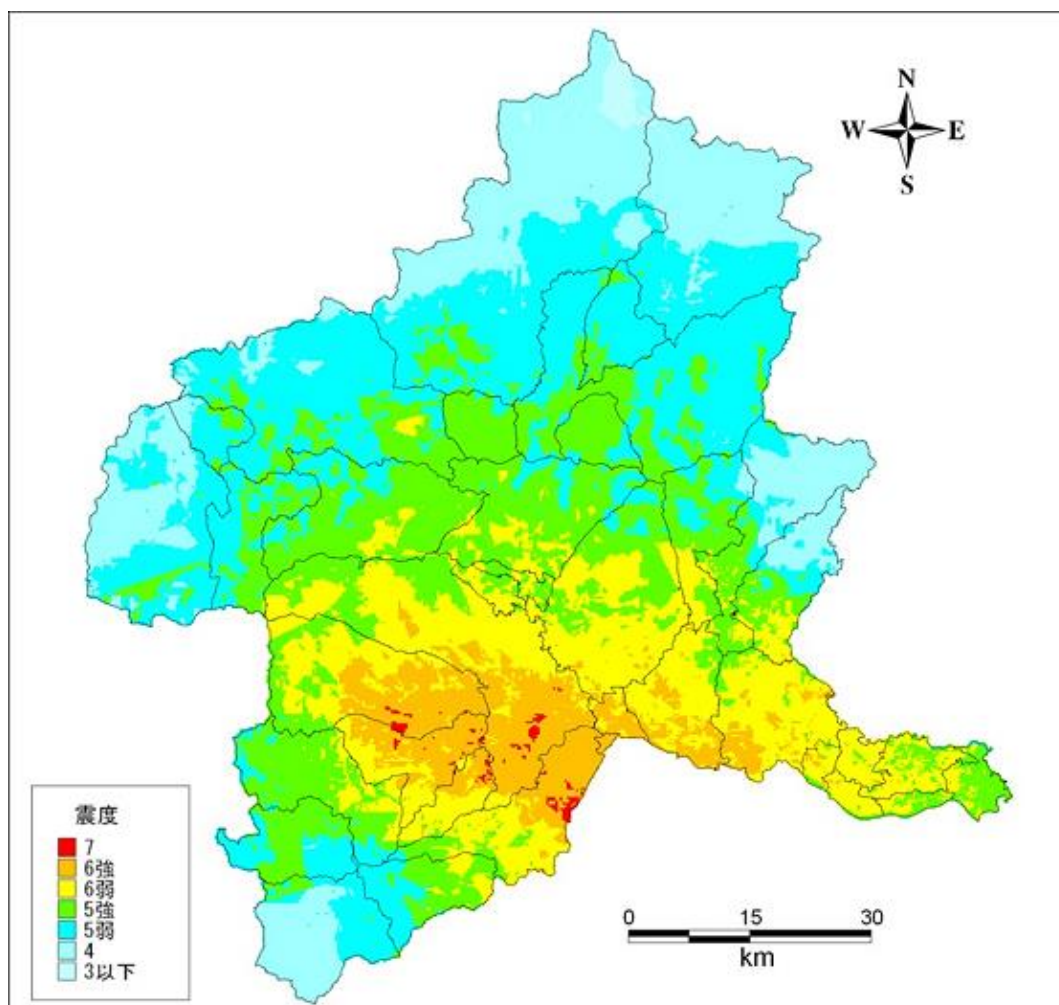
図 2 被害想定を行った3つの断層（帯）と想定断層モデルの位置図（桐生市地域防災計画）

表 2 想定した地震（桐生市地域防災計画）

想定地震名	規模 (M)	想定断層の概要	震源断層モデル				
			走向 (度)	傾斜 (度)	長さ (km)	幅 (km)	上端 深さ (km)
関東平野北西縁断層帯主部による地震	8.1	県南西部から埼玉県東部に かけて分布する活断層	121°	60° 南西傾斜	82	20	5
太田断層による地震	7.1	県南東部の太田市周辺に 分布する活断層	154.8°	45° 南西傾斜	24	18	2
片品川左岸断層による地震	7.0	県北部の沼田市周辺に分 布する活断層	16.8°	45° 東傾斜	20	18	2

(ア) 震度の予測結果

各種被害予測を行った3つの想定地震について、地表の予測震度分布図を示す。



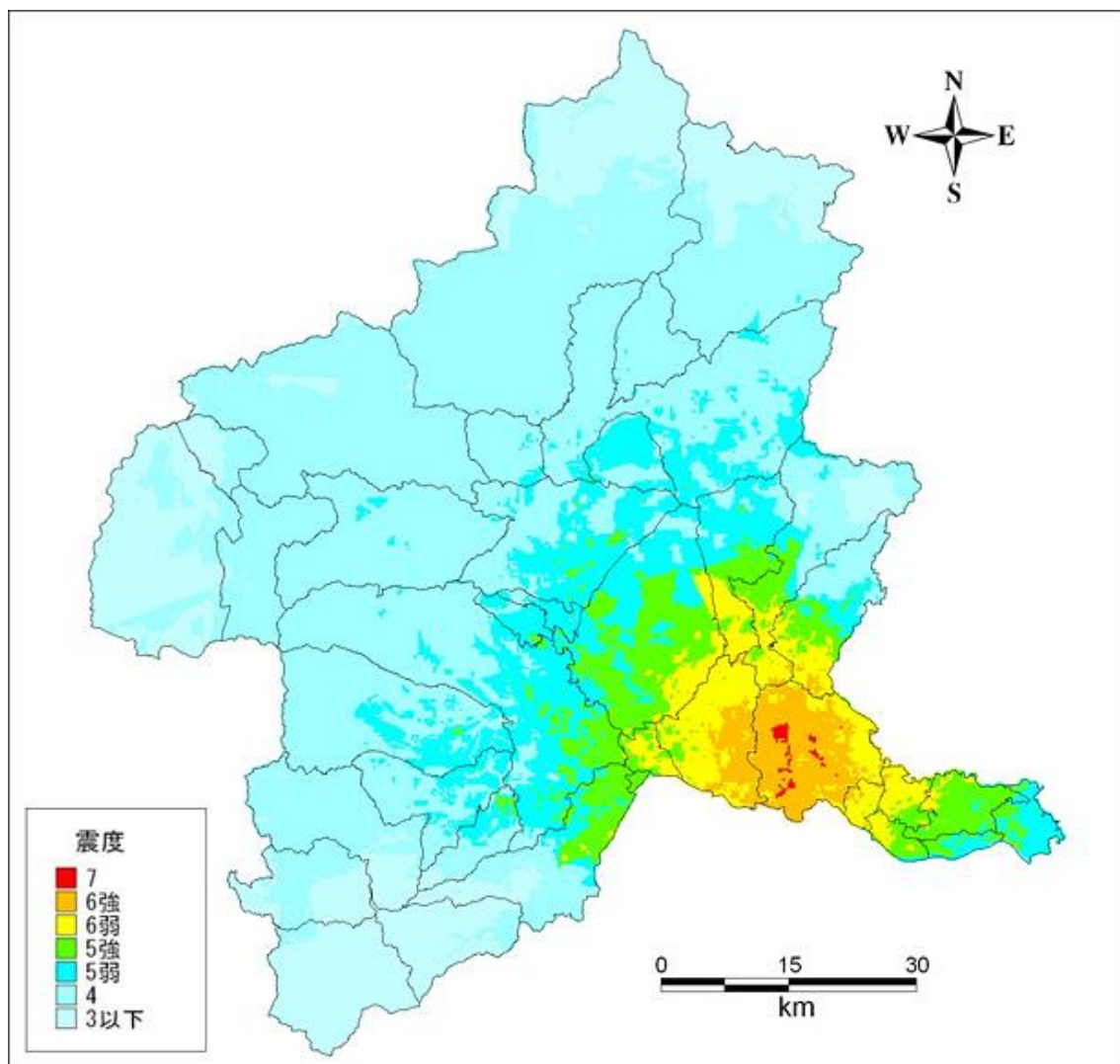
市町村別の震度(6弱以上)状況

市町村名	震度		
	7	6強	6弱
藤岡市			
高崎市			
安中市			
富岡市			
甘楽町			
伊勢崎市			
太田市			
玉村町			
前橋市			
大泉町			
下仁田町			
千代田町			
館林市			

市町村名	震度		
	7	6強	6弱
邑楽町			
桐生市			
渋川市			
東吾妻町			
榛東村			
神流町			
みどり市			
板倉町			
明和町			
吉岡町			
中之条町			
長野原町			

※ 市町村の並び順は、大きい震度が分布する面積が広い方から表示

図3 関東平野北西縁断層帯主部による地震(M8.1)



市町村別の震度(6弱以上)状況

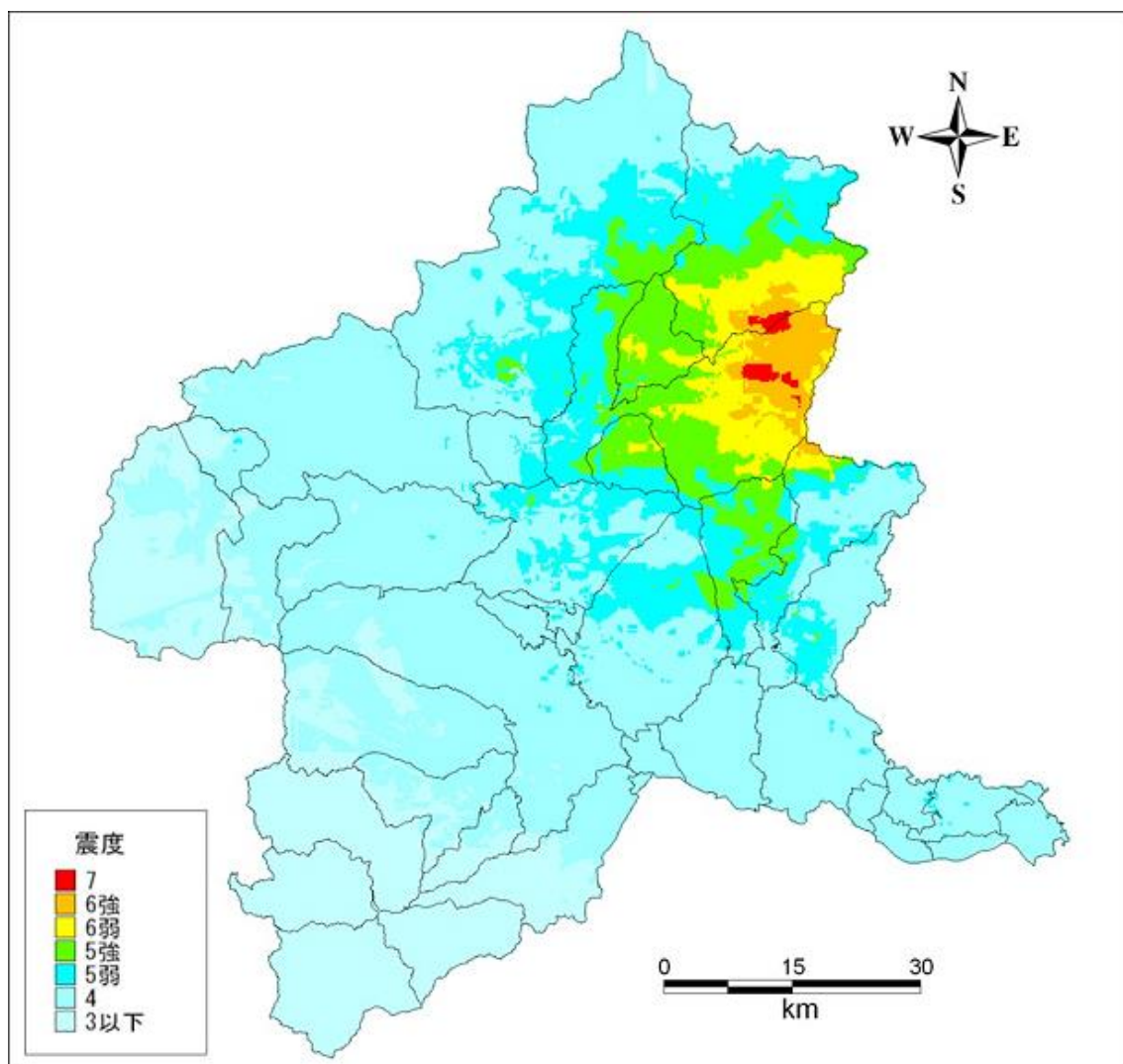
市町村名	震度		
	7	6強	6弱
太田市			
伊勢崎市			
桐生市			
大泉町			
みどり市			
邑楽町			
前橋市			
玉村町			
千代田町			
館林市			
藤岡市			
高崎市			
板倉町			

【太田断層】

太田市周辺に分布する活断層、断層の長さは約18km。2009年、熊原康博氏(群馬大学教育学部)・近藤久雄氏(産業技術総合研究所)の共同調査により、存在が確認された。発生確率等については、十分な知見が得られていないため明らかにされていない。

※ 市町村の並び順は、大きい震度が分布する面積が広い方から表示

図 4 太田断層による地震(M7.1)



市町村別の震度(6弱以上)状況

市町村名	震度		
	7	6強	6弱
沼田市			
片品村			
みどり市			
川場村			
昭和村			
桐生市			

【片品川左岸断層】

沼田市周辺に分布する活断層、断層の長さは約7～9 km。

「新編日本の活断層」(活断層研究会編, 1991)及び「活断層詳細デジタルマップ」(中田・今泉, 2002)による。発生確率等については、十分な知見が得られていないため明らかにされていない。

※ 市町村の並び順は、大きい震度が分布する面積が広い方から表示

図 5 片品川左岸断層による地震(M7.0)

【風水害の想定】

近年、日本各地で気候変動による集中豪雨災害の頻発化・激甚化が想定されており、本市においても例外ではない。

(ア) 本市の風水害リスク

桐生市では、平成30年8月にハザードマップを改訂しており、その中では渡良瀬川や桐生川等の河川を起因とする水害、土砂災害など多様な災害が起きた際に想定される被害の及ぶ範囲がまとめられている。

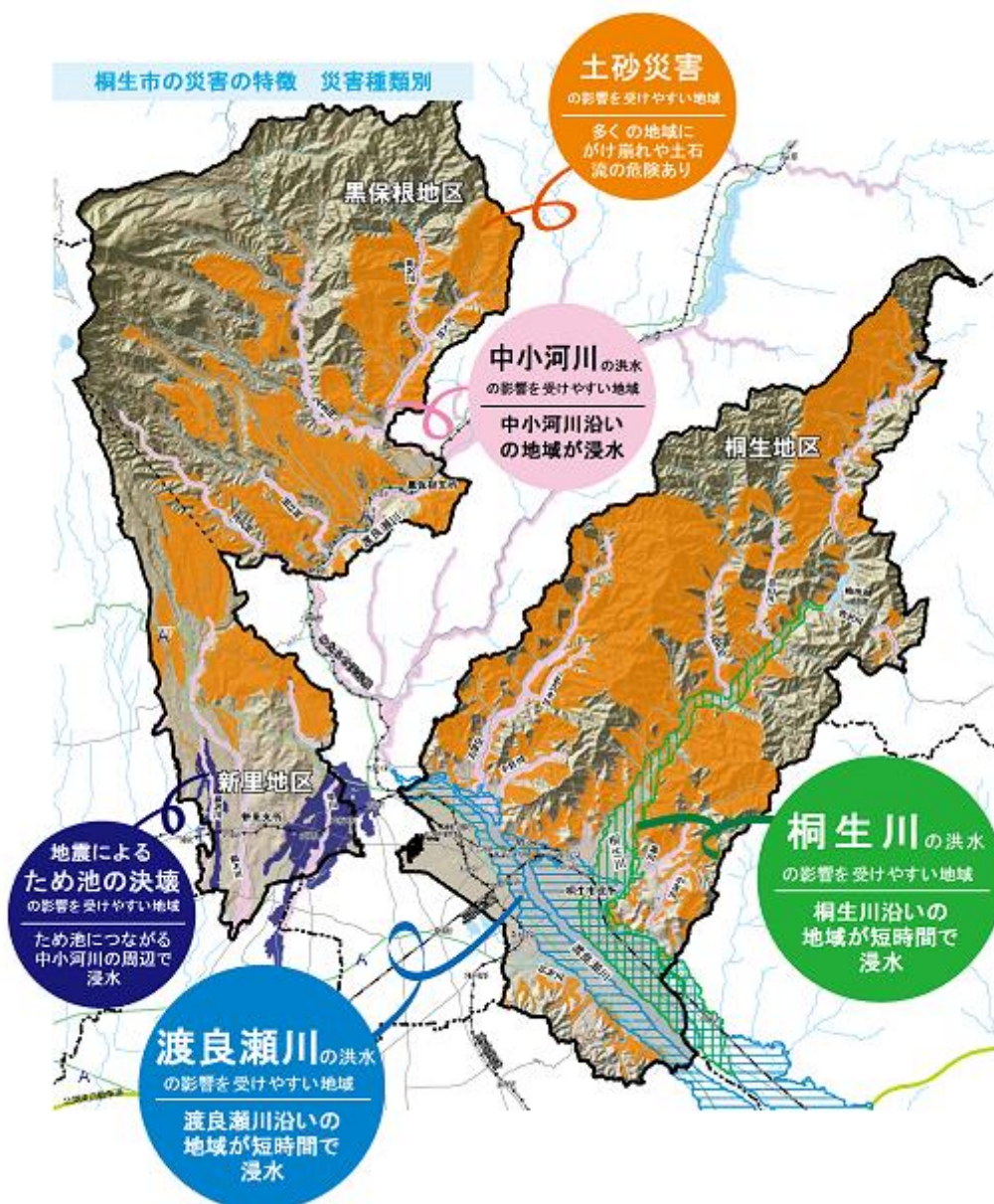


図 6 桐生市の災害の特徴 災害種類別 (桐生市水害ハザードマップ)

(イ) 河川氾濫のリスク

渡良瀬川や桐生川においては、想定最大規模の大雨で浸水するおそれがある範囲および計画規模（約100年）の大雨で浸水するおそれがある範囲が下図のとおり示されている。

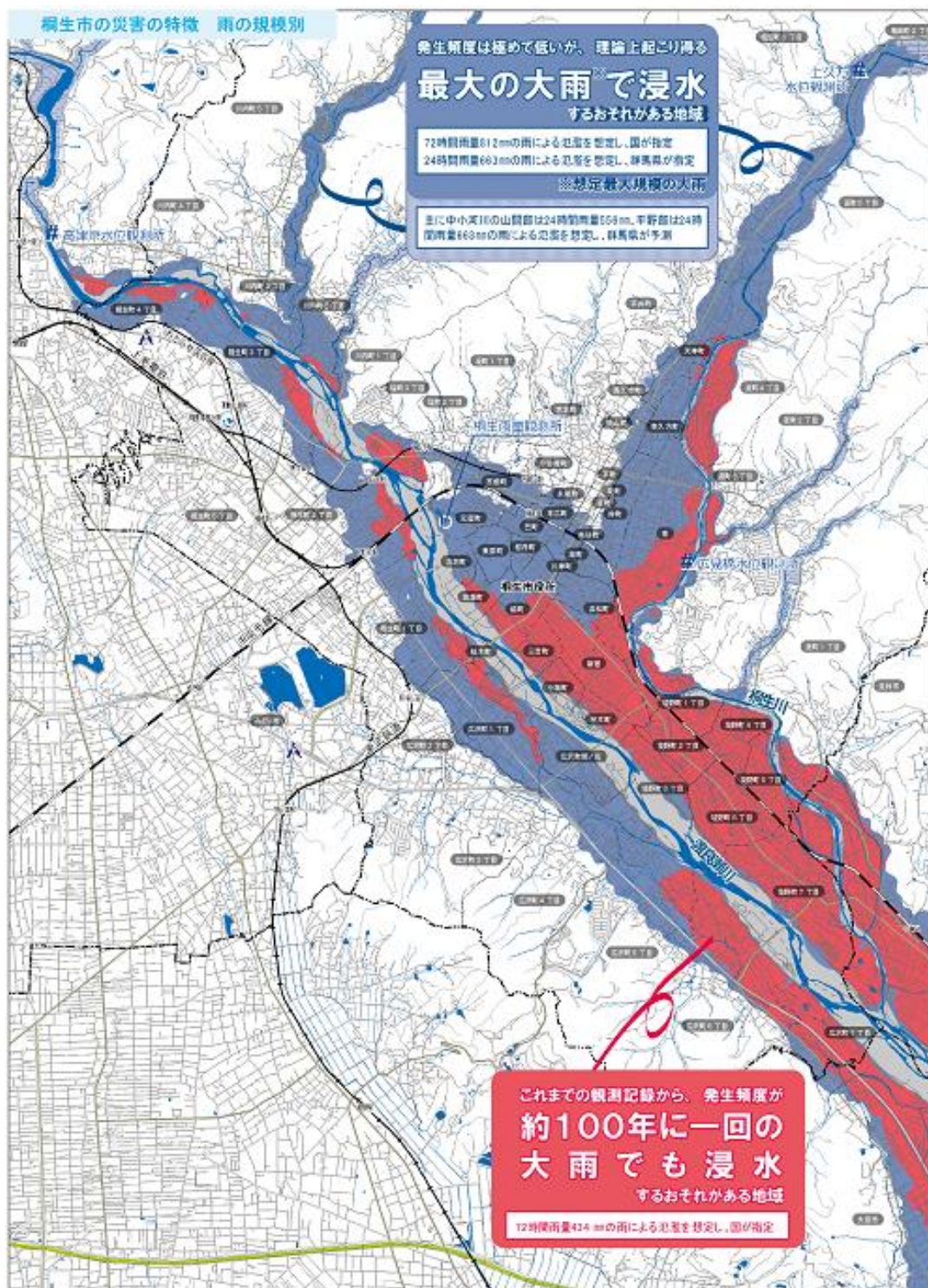


図 7 桐生市の災害の特徴 雨の規模別（桐生市水害ハザードマップ）

（ウ）土砂災害のリスク

県は、土砂災害防止法に基づき、市内の土砂災害警戒区域の指定を完了した。

表 3 土砂災害警戒区域等指定状況一覧（令和 2 年 6 月 16 日時点）

土石流		急傾斜地の崩壊		地すべり		計	
警戒区域	特別 警戒区域	警戒区域	特別 警戒区域	警戒区域	特別 警戒区域	警戒区域	特別 警戒区域
242	217	520	517	6	0	768	734

【過去における災害記録】

(ア) 地震

表 5 本市における主な被害地震履歴（桐生市地域防災計画）

発生年月日	地震名(震源)	規模(M)	震度	被害状況
1916. 2. 22 (大正 5)	・・・ (浅間山麓)	6. 2	3 : 前橋市昭和町	家屋全壊 7 戸、半壊 3 戸 一部破損109戸
1923. 9. 1 (大正12)	関東地震 (神奈川県西部)	7. 9	5 : 前橋市昭和町	負傷者 9 人、家屋全壊49 戸 半壊 8 戸
1931. 9. 21 (昭和 6)	西埼玉地震 (埼玉県北部)	6. 9	5 : 前橋市昭和町	死者 5 人、負傷者55人 家屋全壊166戸 半壊1, 769戸
1964. 6. 16 (昭和39)	新潟地震 (新潟県下越沖)	7. 5	4 : 須田貝通報所 ・前橋市昭和町	負傷者 1 人
1996. 12. 21 (平成 8)	茨城県南部の地震 (茨城県南部)	5. 6	5 弱 : 板倉町板倉 4 : 沼田市西倉内町 ・片品村東小川 ・桐生市織姫町	家屋一部破損64戸
2004. 10. 23 (平成16)	平成16年(2004年) 新潟県中越地震 (新潟県中越地方)	6. 8	5 弱 : 片品村東小川 ・高崎市高松町 ・渋川市北橘町	負傷者 6 人 家屋一部破損1, 055戸
2011. 3. 11 (平成23)	平成23年(2011年) 東北地方 太平洋沖地震 (三陸沖)	9. 0	6 弱 : 桐生市元宿町 5 弱 : 沼田市白沢町 ・前橋市富士見町 ・高崎市高松町 ・桐生市新里町 ・太田市西本町 ・渋川市赤城町 ・明和町新里 ・千代田町赤岩 ・大泉町日の出 ・邑楽町中野	桐生市内 負傷(軽傷)者 1 名、 住家半壊 2 棟 住家一部破損3, 168棟 ブロック塀の破損37件 自主避難による避難者 8 名 自主避難による 避難所開設 2 か所 桐生市災害対策本部設置

発生年月日	地震名(震源)	規模(M)	震度	被害状況
2018. 6. 17 (平成30)	群馬県南部の地震 (群馬県南部)	4.6	5弱：渋川市 4：前橋市、桐生市、 伊勢崎市、沼田市、 吉岡町、東吾妻町	住家一部破損 4 棟

(イ) 風水害・雪害及びその他災害

本市は、関東地方の西北部を占めている群馬県の東端に位置しており、新里町(35.6km²)と黒保根町(101.5km²)の飛び地の地域を含め、総面積274.57km²の広さを持ち、市庁舎の標高は、108mであるが、市域は、標高70mから1,828mに広がっており、起伏に富んだ地域になっている。

市域は、四囲山々をめぐらした盆地の中にあり、東方に仙人岳(663m)を主峰とした山脈を境として栃木県佐野市、足利市と接し、南は、茶臼山(294m)を主として東西に連なる八王子丘陵を境として太田市、みどり市と接している。北西は、黒檜山(1,828m)を主峰とする赤城山にまで達し、前橋市、沼田市など接し、北は、根本・三境(いずれも1,000m以上)の山脈を境として、みどり市の山間地帯と接している。

河川については、渡良瀬川と桐生川が市内を貫流し、梅田、広沢、川内、菱、新里、黒保根の各町には、それぞれ中小河川が流れ、大雨のときには、氾濫する可能性も否定できない。地質は、一般に岩石、泥土より成っていて比較的硬質であり、北部の山間地は、古成層で、市街地は、洪積層となっており、赤城山麓は、火山灰土洪積層が緩やかに展開している。

市の地域の7割以上を山林が占めることから、乾期には、山林火災への心配があるほか、急傾斜地を多く抱える地形であることから、大雨による山崩れや増水による被害が懸念される地域もある。

表 5 本市における主な風水害履歴(桐生市地域防災計画)

年 月 日	降雨量(mm)	災 害 種 別	摘 要
明治 2. 7. 13		大 風 雨	渡良瀬川洪水
3. 7. 18		大 洪 水	渡良瀬川堤防破壊 赤岩より新川分流
5. 9. 9		大 雷 雨	渡良瀬川洪水 須永村で3名押し流される
9. 6. 23			渡良瀬川洪水
11. 6.			〃
13. 7.			〃

年 月 日	降雨量(mm)	災 害 種 別	摘 要
18.			〃
21. 7. 15			渡良瀬川、桐生川洪水
21. 7. 25		強 雷 雨	桐生川保井堤流失 今泉辺床上浸水 渡良瀬川洪水
22. 7.			渡良瀬川洪水
23. 7. 23			新宿沿岸堤防決壊
23. 8. 23			一本木村堤防決壊 新川氾濫
24. 7.		大 嵐 大 雨	渡良瀬川洪水
27. 8.			新川架設水桶橋流失 織物会社西裏堤防決壊浸水
30. 9. 8			渡良瀬川、桐生川洪水
31. 9. 6-7			大字一本木地先堤防破壊
35. 9. 25		暴 風 雨	境野村三ツ堀辺床上浸水
39. 7. 19			渡良瀬川、桐生川増水
40. 8. 25			広沢村三唐川用水路破壊
42. 7. 13			山田橋流失
43. 8. 2			渡良瀬川洪水 被害激甚
大正 3. 8. 13			新田堀引入口付近河身転変
5. 7. 29			渡良瀬川洪水
11. 8. 25			〃
13. 8. 13		強 い 風 雨	〃
昭和 5. 7. 30		大 暴 風 雨	〃
13. 9. 1			桐生川沿岸被害激甚
22. 9. 15	112.5	カ ス リ ー ン 台 風	渡良瀬川、桐生川大洪水 新川沿岸、境野方面被害激甚
23. 9. 16	225	ア イ オ ン 台 風	間の島堤防決壊
24. 9. 1	100	キ テ ィ 台 風	大字如来堂渡良瀬川堤防決壊
平成 25. 9. 16		台 風 第 1 8 号	竜巻の発生に伴う被害
26. 2. 14		大 雪	南岸低気圧と上空の寒気により大雪
26. 4. 15		林 野 火 災	菱町二丁目一色地内 黒川ダム付近

年 月 日	降雨量(mm)	災 害 種 別	摘 要
29. 10. 21- 23	桐生：182.5	台 風 第 2 1 号	菱町地城等で土砂災害発生
令和 元. 10. 11- 13	桐生：242.5 黒保根：261.5	令 和 元 年 東 日 本 台 風	土砂流出や倒木など多数発生

（２）「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」

国の基本計画及び県地域計画を参考に、本市の地理的・地形的特性等の地域特性を踏まえ、次の８つの「事前に備えるべき目標」と、２５の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

【「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」】

事前に備えるべき目標		No.	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	地震等による建築物の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生
		1-2	台風や豪雨を原因とする河川氾濫等の水害による多数の死傷者の発生
		1-3	大雨や地震を原因とする土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-4	大雪による転倒や交通事故等に伴う死傷者の発生
		1-5	防災意識の低さ等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生
2	救助・救急・医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等の生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	消防、警察等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	医療施設・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート・エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺
		2-5	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生（感染症蔓延を含む）
3	必要不可欠な行政機能・情報通信機能・情報サービスを確保する	3-1	市職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
		3-2	甚大な被害を受けた近隣の市町村や民間企業との相互応援体制が麻痺

事前に備えるべき目標		No.	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
		3-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
4	経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による企業活動及び市場への物資・食料供給等の停滞
5	ライフライン、地域交通網等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	電気・ガス・水道等ライフラインの長期にわたる停止
		5-2	地域交通網等の交通インフラの長期にわたる機能停止
6	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	6-1	治水ダムや防災施設、ため池、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		6-2	有害物質の大規模拡散・流出
		6-3	農地・森林等の被害による土地の荒廃
7	地域社会・地域経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	7-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		7-2	復旧・復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		7-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		7-4	被災者の住居や職の確保等の遅延による生活再建が大幅に遅れる事態
		7-5	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
8	災害に強い人づくり・地域づくり	8-1	人口減少・高齢化が進むことにより、地域防災力の低下が生じる事態

(3) 施策分野

国の基本計画及び県地域計画において設定された施策分野を踏まえ、次の6つの「個別施策分野」、1つの「横断的分野」を設定しました。

【個別施策分野】

- ① 産業、観光
- ② 福祉、健康、医療
- ③ 教育、生涯学習、芸術・文化、スポーツ
- ④ 環境、安全・安心
- ⑤ 都市基盤
- ⑥ 協働、行政運営

【横断的分野】

- ① リスクコミュニケーション

(4) 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための現状分析・評価

(2) で設定した25の起きてはならない最悪の事態ごとに、関連する現行の施策(国、県、民間事業者など市以外が取組主体となるものを含む。)の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた施策ごとの現状の脆弱性を総合的に分析・評価しました。

また、(3) で設定した6つの個別施策分野及び1つの横断的分野ごとに取組状況を明らかにするよう、評価結果は、施策分野ごとにも整理しました。

なお、評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、できる限り指標を活用しました。

評価結果のポイントは次のとおりです。

【評価結果のポイント】

ア ハード対策とソフト対策の両面による総合的な対策の推進が必要

防災・減災対策など、強靱化に資する取組については、既に実施されているものが多いありますが、進捗状況等の観点から、まだ十分ではありません。

また、東日本大震災など、近年、これまでの想定を超える災害を経験し、実施主体の能力や財源に限りがあることを踏まえると、強靱化施策を基本目標に照らして、できるだけ早期に高水準なものとするためには、建築物等の耐震化や河川整備などのハード対策を着実に推進していくとともに、ハザードマップの作成や自主防災組織の充実強化などのソフト対策も適切に組み合わせた総合的な対策を推進する必要があります。

イ 自助・共助の更なる充実が必要

人口の減少や人口構成の変化が見込まれる中で、住民の的確な避難行動や自主防災組

織の充実強化など住民の自助・共助を促進するとともに、事業者による防災教育・防災訓練の実施やBCP（事業継続計画）の作成と推進など事業者の自助・共助も促進し、地域防災力の向上を進める必要があります。

また、避難行動要支援者の状況把握と避難支援体制の整備、要配慮者利用施設に係る防災体制の整備など、関係者間の更なる連携を進める必要があります。

ウ 多様な実施主体の連携が必要

個々の施策の実施主体は、市だけでなく、民間事業者や住民など多岐にわたります。本県の強靱化を推進するためには、それぞれの実施主体が、自らの果たすべき役割に応じた取組を相互に連携を図りながら進める必要があります

（５）施策の推進方針

推進方針及び対応方策の決定に当たっては、（４）における脆弱性評価の結果を踏まえ、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとに次のとおり施策を検討・整理し、施策ごとに推進方針を取りまとめました。

【起きてはならない最悪の事態ごとの主な施策】

※一部のみ掲載

1 直接死を最大限防ぐ
1-1 地震等による建築物の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生

○主な施策(1-1)

No.	施策名	
1	住宅・建築物等の耐震化	P-24
2	空き家対策	P-24
3	都市基盤整備の推進と都市希望施設の誘導	P-__
4	道路施設、公園施設、公営住宅の長寿命化	P-__
5	地域防災力の向上	P-__
	・	
	・	
	・	

1 直接死を最大限防ぐ
1-2 台風や豪雨を原因とする河川氾濫等の水害による多数の死傷者の発生

○主な施策(1-2)

No.	施策名	
__	水害予防対策の推進	P-__
__	要配慮者対策	P-__
5	地域防災力の向上	P-__
	・	
	・	
	・	

※施策No. 着色は再掲施策

・
・
・

【主な施策の脆弱性評価と推進方針】

※一部のみ掲載

No. 1	住宅・建築物等の耐震化
○脆弱性評価 ・住宅・建築物等の耐震化 昭和56年(1981年)以前に建設された建築物で、地震に対する安全性に係る建築基準法の規定に適合しない建築物の耐震診断及び耐震改修を促進する必要がある。 ・避難所及び避難経路のブロック塀の地震対策 避難所や避難経路に存在するブロック塀は、大地震により倒壊すると避難や緊急物資輸送の妨げとなることから、地震対策を促進する必要がある。	
○推進方針 ・災害に強いまちづくりを目指して、木造住宅の耐震改修の補助を行うとともに、危険ブロック塀等の撤去の支援を行う。 ・市営住宅の長寿命化のため、耐久性向上等を図る改善を行う。	
主な個別事業	担当部署
耐震改修促進事業	建築指導課
市営住宅施設改修事業	建築住宅課
主な関連計画	
・第2期桐生市耐震化促進計画（2016～2020年度） ・桐生市公営住宅等長寿命化計画（2020～2029年度）	

No. 2	空き家対策
○脆弱性評価 ・空き家対策 大規模災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災の延焼拡大防止などのため総合的な空き家対策を推進する必要がある。	
○推進方針 ・空き家の利活用や、除却後の跡地の有効活用のためのリフォーム又は工事費の一部を補助する。	
主な個別事業	担当部署
きりゅう暮らし応援事業	定住促進室
主な関連計画	
・桐生市空き家等対策計画（2018～2022年度）	

・
・
・

第3章 計画の推進

1. 他の計画等の見直し

本計画は、桐生市の強靱化の観点から、市における様々な分野の計画等の指針となるものであることから、他の計画等においては、本計画の推進方針に基づき、必要に応じて内容の修正の検討及びそれを踏まえた所要の修正を行うものとしします。

2. 施策の重点化

限られた資源で効率的・効果的に強靱化を進めるには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要があります。

本計画に位置付ける個別の施策について、市の役割の大きさ、地域の特性を踏まえた影響の大きさと緊急度、国・県との調和等の観点から、総合的に勘案し、以下のとおり重点施策を選定しました。

【重点施策】

※調整中

施策分野		重点施策
個別 施策 分野	① 産業、観光	
	② 福祉、健康、医療	
	③ 教育、生涯学習、芸術・文化、スポーツ	
	④ 環境、安全・安心	
	⑤ 都市基盤	
	⑥ 協働、行政運営	

3. 施策の推進と進捗管理

本計画の実効性を確保するためには、本計画の推進方針に基づく各種施策について、本市の分野別計画等と連携しながら、計画的に推進するとともに、進捗管理を行うことが必要です。進捗管理をととして施策の実施結果の確認と評価を行い、必要に応じて計画を見直すことで本計画のPDCAサイクルを確立します。

